

広島県森林審議会第 134 回森林保全部会議事録

- 1 日 時 令和元年 9 月 12 日（木）午後 2 時 00 分から午後 16 時 00 分まで
- 2 場 所 農業技術センター 2 階第 2 会議室
- 3 出席委員 奥田部会長，海堀委員，小林委員
- 4 議 題 大竹市栗谷町谷和における林地開発許可について
- 5 担当部署 広島県 農林水産局 森林保全課 保安林グループ
TEL (082) 513-3706 (ダイヤルイン)
福田部長，高野担当監，
保安林グループ（清水，川上，川本）
他
- 6 会議の内容
大竹市栗谷町谷和における林地開発許可については，継続審議とする
- 7 会議の資料名一覧
大竹市栗谷町谷和における林地開発許可についての議案

議 事 録

発言者	発 言 要 旨
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>ただ今から「広島県森林審議会第 134 回森林保全部会」を開催いたします。 まず始めに、本日ご出席の委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。 奥田委員，海堀委員，小林委員でございます。 また、奥田委員には部会長になっていただいております。 森林保全部会の委員総数は 3 名でございます。 現在、3 名の出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、会議は成立しております。 また、当部会で審議される林地開発許可に関する案件につきましては、企業の事業活動情報や個人情報といった非公開情報に相当する内容についても審議の対象になることが予想されますので、会議の傍聴については非公開、議事録については非開示情報を除いた一部公開としております。 それでは、開会に当たりまして、広島県農林水産局 福田林業振興部長がご挨拶申し上げます。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>広島県林業振興部長の福田でございます。では、第 134 回森林保全部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 本日はお忙しい中、森林保全部会へご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員のみなさまには、日頃より本県における森林・林業行政の推進に当たりまして格別のご理解とご支援を賜っておりますことに厚く御礼申し上げたいと思います。 さて、本日の森林保全部会におきましては、森林法に基づきます林地開発許可の案件につきましてご審議をいただきたいと考えております。審議の対象となります、10ha 以上の林地開発許可につきましては、知事が森林審議会の意見を聞かなければならないということになっております。開発行為に伴う、当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響をおよぼすか、技術的、また専門的な判断を適正に行うために委員のみなさまよりご意見を賜りまして、適切に対処していきたいと考えております。 本日は短い時間ではありますが、委員のみなさまより率直な意見を賜りますようによろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>本来はここで諮問書の内容を朗読して手渡しをさせていただくところですが、諮問書の写しをお手元に配布させていただいておりますので、省略させていただきます。 それでは、広島県森林審議会運営要綱により、森林保全部会長が部会の議長として議事の運営をしていただくこととなっておりますので、よろしく申し上げます。</p>

<p>奥田部会長 (以降, 部会長)</p>	<p>どうもありがとうございました。それでは、これから議事に入りたいと思います。はじめに、要綱第4条の規定によって本日の議事録署名者2名を選出することになっておりますので、海堀委員と小林委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、本諮問案件の審議に関係いたしますので、当部会の分掌事項であります林地開発許可制度の概要について、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (川上事業調整員)</p>	<p>(別紙資料により説明)</p>
<p>部会長</p>	<p>続いて、前回の諮問案件の処理状況及び諮問すべき基準以下の林地開発許可処分状況について事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (川上事業調整員)</p>	<p>(別紙資料により説明)</p>
<p>部会長</p>	<p>どうもありがとうございました。ただいまの報告についてご質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>海堀委員</p>	<p>資料番号1の保安林以外の民有林の林地開発許可に該当するというので、都道府県森林審議会の意見聴取で、森林審議会の意見を聴かなければならないとなっています。</p>
	<p>それに対し保安林については、都道府県森林審議会に諮問することができるになっています。</p>
	<p>この言葉の使い方の微妙な違いは、どう理解すれば良いのでしょうか。</p>
	<p>まず、聴かなければならないということは、結果的に従わなければならないということですか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>絶対に意見を聴くということで、従わなければならないということではありません。</p>

海堀委員	こういう場を設けなければならないということですね。
事務局 (清水 GL)	そうです。
海堀委員	それに対して保安林の場合は。
事務局 (清水 GL)	することができるということです。
海堀委員	これは、聴かなくても良いということになるのですか。
事務局 (清水 GL)	聴かなくても良い場合もあるということです。
海堀委員	言葉の使い方が気になったので確認しました。
事務局 (清水 GL)	よろしいですか。
海堀委員	ありがとうございます。
部会長	先ほど、林地開発許可状況報告の下2番目が漏れていたということでしたが、これは単なる記載ミスということですか。
事務局 (川上事業調整員)	そうです。
部会長	他に何かございますか。よろしいですか。
各委員	はい。
部会長	次に移りたいと思います。 それでは、令和元年9月3日付けで知事から森林審議会に諮問のありました議案について審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(清水 GL)

今回審議していただくのは、大竹市栗谷町谷和における、太陽光発電事業用地のための造成を目的とする林地開発許可でございます。

大規模な太陽光発電などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する必要があります。

なお、今回審議会委員の任期が9月末に切れることに伴い、次回、森林審議会森林保全部会の開催が可能時期まで期間が開くことから、本日の開催とさせていただきます。

このため、通常ですと、お手元の林地開発許可事務処理フロー図を配らせていただいておりますが、市町村長でいきますと、申請者の方から申請がありますと、農林事務所長の方が申請書を受け取りまして、市町村長の意見を聞くこととしていますが、今回、この部分の市町村長の意見を得ていますが、まだ回答等が手続き中となっております。手続きの状況につきましては、この後、川本の方から説明させていただきます。

それでは計画内容について説明します。

事務局
(川本事業調整員)

それでは、第1号議案で審議していただく林地開発の概要を説明します。

申請者は、所在 東京都港区虎の門三丁目22番10-201号、氏名は日本美しい国環境発電合同会社 代表社員 一般社団法人日本エコ発電推進ホールディング 職務執行者 栗国 正樹です。工事施工者は、現時点で未定です。こちらは許可処分がなされたのちに、業者選定をすると申請者から伺っております。

事業の目的は太陽光発電事業用地です。

開発に係る森林の所在は大竹市栗谷町谷和字平六峠10064番ほか1字33筆です。この34筆全て地目は山林で、地域森林計画対象民有林となっております。保安林は含まれておりません。

林地開発許可申請面積は35.6098haです。

計画の概要を説明します。主要施設の規模は、太陽光発電用地 23.80ha、沈砂池 0.48ha、管理道路用地 1.24ha、法面・転用予備地ほか が10.09haです。残置森林が24.09haで計59.70haです。残置森林率は 59.70ヘクタールに対する、24.09ヘクタールで、割合は40.35%です。林地開発許可における事業場用地の残置森林率25%を満たしております。

主要防災工事として、雨水排水工は、開渠 U型水路、暗渠工、階段水路工等の施工を計画しています。緑化工として厚層基材吹付、種子吹付。これは法面やパネル設置面を計画しております。あと沈砂池工として沈砂池を計画しております。堤体はダブルウォール工法で施工して、これは洪水を想定した導流壁を施工する計画となっております。

事務局
(川本事業調整員)

土工工事として切土量が 1,004,572m³、盛土量が 1,004,572m³です。これは切土・盛土量を調整して、事業区域内で土量バランスを±0にしております。

工事期間は、許可の日から令和3年8月31日までで計画しています。

用地の取得状況は、34筆すべてにおいて土地所有者の同意を取得済みです。

主要事業費は、〇〇〇〇円で、うち防災工事費は〇〇〇〇円です。

森林の概況を続けて説明いたします。

地況は標高405m～575m、傾斜が10～40度、地質は花崗岩で土壌は真砂土です。

年間降水量は年間1500mmです。

林況はアカマツ、広葉樹が主体で、混交歩合は4:6。生育状況は密となっております。

転用面積の限度性については、太陽光発電事業関連用地のみを計画し、残置森林帯を30m確保する等、必要最小限度の設定をしております。

次のページに移ります。開発に対する保全について説明させていただきます。まず、災害の防止について説明いたします。

土砂流出については、土砂流出防止施設は年間想定流出土砂量を裸地300m³、林地1m³で算出して、それに対応した沈砂池が計画されております。

雨水排水は、想定される降雨強度1時間120mm、流出係数0.7～0.9により算出した流量に対して排水施設から沈砂池に導水して、河川に放流される計画です。

造成後の事業地には、雨水誘導マットや種子吹付による表面浸食防止対策、排水溝の設置により雨水を沈砂池まで誘導します。各小段に排水材を設置し、排水溝に雨水誘導するためのモルタル施工など、土砂流出防止や、適切な排水を図ります。法面やパネル設置をする傾斜のところは、図面の標準断面図等見ていただければと思います。パネル敷地の大部分を占める傾斜地は傾斜が勾配14°で、高さ5m毎に1m幅の小段を設ける計画です。

続いて、水害の防止及び水源の確保について説明します。

開発区域内の排水施設について説明いたします。まず、沈砂池は開発区域内の雨水が流下する後飯谷川の区域終端に設置されております。

暗渠管についてなんですけど、こちらの方は図面の防災計画平面図というのがありますが、そちらを参考にいただければと思います。

暗渠管は現在の地形を配慮した設置がなされて、谷部の方に配置します。幹線は径600mmの暗渠管を配置します。これについては支線が径300mm、150mmの暗渠管を配置します。谷の合流部で縦排水を行う予定です。

次に表面排水について説明します。こちらの方は図面の方の雨水排水計画平面図の方なんですけど、こちらのとおり施工する計画です。

事務局
(川本事業調整員)

流量は想定降水量 1 時間 120mm に対して、1.2 倍以上の安全率が確保されています。1.2 倍の値は県の開発事業に関する技術的指導基準に基づいています。

沈砂池から小瀬川へ流下する後飯谷川の流量は、河川管理者との協議により、今回の開発行為による流量の増加に対して、十分な断面を確保していることが確認されたので、調整池の設置は不要となりました。また、後飯谷川は小瀬川へ合流する間に私有地を流下するので、その私有地を所有する土地所有者からの放流同意を得ています。

なお、開発区域内は一級河川小瀬川の弥栄ダムの上流に位置して、大竹市を含む近隣市町の飲料水等の水源となっております。

環境の保全について説明します。

事業区域の周辺部に、概ね幅 30m 以上の残置森林を配置することで緩衝帯となる森林帯を確保しています。地域住民との協議により当初計画から事業区域を縮小し、前飯谷川の流域を開発区域から除外しました。また谷和地区を流れる八丁川流域も開発区域から除外して、八丁川流域にかかる事業区域は管理道路のみとなっています。開発地を、管理道路以外は後飯谷川流域に限定することで、事業区域周辺の環境を保全する配慮をしています。

谷和地区を流下する八丁川には特別天然記念物オオサンショウウオの生息が認められていることから、同じ小瀬川水系の後飯谷川にもオオサンショウウオの生息の可能性があると県教育委員会から指摘を受け、現在、現状変更の手続きに係る協議を行っております。

本開発に係る他法令の説明をいたします。

普通河川等保全条例に基づく普通河川等土木工事許可の許可処分が西部建設事務所廿日市支所から令和元年 8 月 23 日付でおりております。また、文化財保護法に基づく、文化財等の有無・取り扱いの協議を大竹市教育委員会と行い、こちらについては令和元年 7 月 18 日付けで協議同意が整っております。先ほど説明した文化財保護法に基づく、特別天然記念物 オオサンショウウオの現状変更にかかる協議は現在、申請のための協議がなされている状況です。

次に関係者の意見について説明いたします。

林地開発許可申請書を審査するにあたって、県は開発行為をしようとする森林の土地を管理する市町村長の意見を聴くことが森林法で規定されております。

本開発においては、大竹市に対して、市の土地利用計画、環境保全及び水の確保、当該開発行為の実施による道路等の公共施設への支障の有無、その他 地元の意向等について意見を伺いました。

大竹市からの意見を紹介いたします。大竹市の意見の数が多いのと、現在、申請者の方から回答が出ておまして、こちらについてもまた数が多いので、続けて報告いたします。

<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>意見として、植栽後の造成森林の維持管理というような意見がありました。</p>
<p>部会長</p>	<p>大竹市の回答というのは、紙に書いてありますか。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>紙には書いてありますけども、まだ整っておりません。こちらについては、大竹市に、このような回答が事業者から来ましたということで書こうかと思っています。</p>
<p>(清水 GL)</p>	<p>お手元の資料には配ってないです。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>そちらの方は、後日紹介したいと思います。</p> <p>まず、植栽後の造成森林の維持管理について市から意見がありました。こちらについては、残置・造成する森林については、残置する森林等の維持管理にかかる誓約書というのが事業者から出ておまして、これに準じて維持管理をすると答えております。</p> <p>除草剤による除草を行う場合の水質汚染の防止措置について、市から意見がありました。これについて申請者からは除草剤は使用せず、草刈か重曹、炭酸水素ナトリウムで雑草を防除するというような回答が出ております。</p> <p>次に水質検査を定期的を実施して、その内容を情報提供してほしいという意見がありました。こちらについては事業者の方、申請者の方から定期的に水質検査を行い、報告するという回答が出ております。</p> <p>続けて敷地内の残置廃棄物の適切な処理をしてほしいという要望が大竹市から意見がありました。こちらについては、敷地内の廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則し、適切に処理するという回答です。</p> <p>太陽光パネルの維持管理についても大竹市の方から意見がありました。太陽光パネルについては事業者の方が自主基準で定期点検表というのを作っておまして、それで、日常点検、月次点検、年次点検というのを項目として設けておまして、それに基づいて点検を行うという返答がありました。</p> <p>沈砂池の浚渫土の適切な処分というような設問がありました。こちらの沈砂池については、計画でいけば大体15か月分ですが、沈砂池の容量が13,000 m³ありまして、今のところの年間300 m³の計算でいけば、おおよそ年間10,000 m³の土砂が流出するという計画になっております。こちらについて、事業者の方からは定期的な浚渫をして維持管理をするという回答がありますけれども、その適切な処分をしてほしいという大竹市からの意見がありました。こちらについては、浚渫土については法令に基づいて適切に処分を場外にする計画にしているけど、事業区域内で処分する場合は関係機関との協議を十分に行い、周辺環境に及ばないように適切に処理するという回答が出ております。</p>

事務局
(川本事業調整員)

周辺環境への被害が発生した場合は、市や周辺地域へ至急の連絡と適切・誠実な対応を求めるといった意見が市から出ております。

こちらについては、事業者の方が防災マニュアルというのを作成して、その防災マニュアルで関係者、事業者、市、地域の方に対して緊急の連絡体制を作るという回答を得ております。

周辺環境への影響が認められた場合には改善措置を講ずるよう求めると市から意見がありました。こちらについては改善措置を講じるという返答です。

工事車両の進入路についても意見がありました。こちらについては道路管理者について協議をしてほしいという意見がありまして、事業者からは工事車両の進入路について道路管理者と協議するという意見がありました。

反対を表明している地区、地域に説明を継続して理解が得られるようにしてほしいという市から事業者に対して意見がありまして、こちらについては、引き続き住民の理解を得られるため、住民と向き合っていくという返答がありました。

こちらの方の設問と回答については、再度、大竹市の方の意見を伺う予定となっております。ちょっと、まだ手続が途中となっております。まだ完全になっておりませんが、現在の状況ではそういう回答が事業者から来たという段階です。

続いて、最後の設問にも関係しますが、地域住民の意見について説明いたします。

本開発では事業区域の隣に谷和地区が位置し、今回事業区域の見直しで直接的な影響は外れましたが、前飯谷川の下流域に前飯谷地区という地区が位置しています。

川の近くに谷和地区・前飯谷地区あわせて2つの集落があります。後飯谷地区というのは今回沈砂池が位置する河川で、事業地から小瀬川に流下する後飯谷川を有しておりますが、こちらの方は人が住んでおりません。現在は、谷和地区、前飯谷地区の両地区において、本開発に対して反対の意思表示がありました。

こちらについて、概略を説明いたします。申請者の方から説明を受けている内容として谷和地区については、昨年10月に申請者が自治会の方に事業説明したところ反対を表明されたので、事業区域を縮小して谷和地区に開発区域が入らないように縮小いたしました。これで事業者は設計変更した後、自治会側に申し入れをして、住民説明会を開きたいと申し入れを地元に対してしましたが、自治会側からはする必要がないという反対の返事を受けたことから、住民説明会の方は説明しておりません。ただ申請者側はそれ以降、戸別訪問で事業計画の方を説明したと伺っております。こちらについては一部の方からは開発反対の意見もありましたし、このソーラーパネルの開発が将来産廃処分場になるのではないかという意見もありましたが、同意してくれる住民もおられたということで、申請者側としては一定の理解を得られたと判断したということでした。

前飯谷地区について説明いたします。こちらについては申請者が、自治会の代表に説明いたしまして、その後4月25日に住民説明会を開きました。

<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>説明会では、前飯谷川が地区の簡易水道の水源になっていることから、反対の意見が表明されました。その反対の意見を踏まえて、申請者側が事業計画を縮小して、前飯谷地区においては、開発区域が流域に入らないという計画に変更しました。</p> <p>設計変更したことについて5月及び8月に自治会の方に説明をして、必要があればいつでも訪問し住民説明会を行うと申し入れをしているとのことです。</p> <p>申請者と地域住民にかかる経緯は以上ですが、こちらについては、大竹市や広島県に対し、前飯谷地区が今年5月、これは、先ほどの事業者が設計変更した時期に重なりますが、前飯谷地区が5月、谷和地区が今月9月、それぞれ事業反対の陳情書を提出している状況です。</p> <p>ということで住民の方からの陳情の動きと申請者から報告を受けている地域に対する説明については、少し乖離があるということが現状ということですので。</p> <p>以上が本許可申請の概略になります。第1号議案については以上のとおりです。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局から説明のありました林地開発許可の案件につきまして、ご質問・ご意見ございましたら。</p>
<p>○ ○</p>	<p>土砂の流出のところですが、年間想定流出土砂量を一応ha当り裸地では300 m³、林地では1 m³と見込んで、開発区域面積全体が35haで、それで年間10,000 m³は沈砂池まで流れてくる見込みということですが、そうすると35haで、10,000 m³当たりを考えたら、ほとんどの場所を最初は植生を伐採して開発するので裸地扱いという計算になり、この数字は妥当だと思います。ha当り300 m³だからkm²あたりで30,000 m³くらいのオーダーになりますね。ほとんどはむしろそちらで計算した場合による土砂が出ると見込んでいると感じました。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>工事中ということで、工事が終わって緑化する計画がありますので、そうしたら数字が落ち着くところはありますが、特に開発中、工事が終わるまでというところは、安全側を見込んで計画をするということで数字を出しております。</p>
<p>○ ○</p>	<p>裸地のところで大体一年間に1 km²あたり数千m³から1万m³いくかどうかくらいというのはよくいわれているので、1haあたりにするとこのくらいの数字で全然問題はないかも知れません。</p> <p>でも、少しだけ心配なのは、木を伐採して根を全部引っっこ抜いたときに、その数字だったのかということ覚えていないのですが、私が知っている限りでは、抜根までする時だったのかというのは別にして、それなりに大きな数字を見込んでおられると思いました。</p>

<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>緑化がされて落ち着けば激減するかと思います。今の事業計画では完成するまでは、台風シーズンの前と梅雨時期の前、年2回浚渫をする計画です。</p> <p>完成した後は年1回浚渫をして、この沈砂池の土砂を貯めるポケットの量を確保する計画としております。ちょっと今多いというのは、安全側を見込んだというのがあります。</p>
<p>○ ○</p>	<p>想定される降雨強度も、割と大きめだと感じました。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>広島県では10年確率でやっております、計算上120mmでやっております。</p>
<p>○ ○</p>	<p>8.20災害の時は、これより大きいところでありましたが、それでも相当高い数値を見ている。つまり申請書ではそれなりの危険度を見込んでるように思います。</p> <p>この通り進むのであれば大丈夫かなって感じはします。大丈夫というか、それ以上のことは言えないという気がします。</p>
<p>○ ○</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。</p>
<p>○ ○</p>	<p>調整池がいないという理由を、もう一度お願いします。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>林地開発許可は山が山でなくなるということで、今回の場合は、短期的には裸地になるので雨が降った時に川の水の量が多くなるというところで、川の量が増えるところに対して、河川の幅とか深さが十分なのかというところを土木事務所で審査していただきますが、雨が降った時に開発したせいで雨量が多くなるということであれば、防災の調整池を設けて一気に水を出さずに、少しずつ出すようなものにしろということはありません。この開発では下流の弥栄ダムに繋がるまで、十分な川幅があるということで、河川管理者がポイントを指摘してやりましたが、十分な川幅があるからいないという結論を土木事務所が言っていました。</p>
<p>○ ○</p>	<p>後飯谷川が十分吐く能力があるということですか。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>あるということです。</p>

<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>沈砂池のダブルウォールというのは、どういう工法でしょうか。</p> <p>これは、現地の発生材の土を利用して、それにモルタルを混ぜて作るソイルコンクリートのタイプでパネルを前後に張って、その間にそれを詰めるという工法で、型枠を張って、その中に土とコンクリートを混ぜて堰堤を作るという工法です。</p> <p>ですから、外から生コン車がたくさん来ると交通の問題とか色々あるので、現地発生した土を有効利用して施工する計画です。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>それと沈砂池に貯まった土砂を施工時には年2回、その後は年1回、相当なボリュームだと思いますけども、場内で処理するという事になればどこに処理するのか、ストックヤード等が示されていないですが。</p> <p>基本的には、場外の汚泥の処分場に持っていく計画となっております。</p> <p>大竹市からの質問は、場内に放っておくのではないかという話になっていまして、それは基本的にはしないけども、もし、そういうことをすることがあったら、関係者と協議をしますという事業者の回答です。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>今日の現地調査で、伐採した立木の処理の方法について不明確だったようにお聞きしましたが、最終的にどういう処理の仕方をなさるのか。</p> <p>申請書には記載されていないので、もう一度確認させてください。確かに今のところ立木については明確な意見がありませんでした。確認いたします。</p>
<p>○ ○</p>	<p>今のところは以上です。</p>
<p>○ ○</p>	<p>それは、伐採した立木という意味ですね。</p>
<p>○ ○</p>	<p>はい。</p>
<p>○ ○</p>	<p>立木、伐採木をどう処理するかは非常に大きな問題です。根本的な問題ですが、太陽光パネル発電の稼働自体は化石燃料からの CO₂ 排出削減には繋がるでしょうが、太陽光パネル作成と敷設までのエネルギー消費に加えて、パネル設置のために既存の森林を大規模伐採し、Carbon を大気中に<一気>に放出してしまえば、温室効果ガス排出削減に、必ずしも貢献するとは言えません。森林伐採による CO₂ 放出分が、正味の大气中への負荷量(温室効果ガス増加分)となり太陽光パネル設置が温室効果ガスの「放出源」となってしまいます。さらに太陽光パネルの稼働期間が短ければ、森林伐採で発生した CO₂ を相殺できるかという問題があります。</p>

<p>○ ○</p>	<p>このことから、どのくらいの伐採量があるのか、またそれを大気中に放出してしまう訳ですから、その推定量が出ていないと、環境負荷への評価は難しいといえます。</p>
<p>○ ○</p>	<p>〇〇〇〇が言われた通りで、この許可基準では、①は災害の防止、②は水害の防止、③が水の確保、④が環境の保全という資料の説明の中に、〇〇〇〇が言われたようなことが本当はもっと入らなきゃいけないのに、あれだけの広大な緑が無くなって、ソーラーパネルの設置場所が変わりますが、私が言ったのは、①の部分の想定の数値のことだけは言いましたが、今、〇〇〇〇が言われたその部分が一番心配だなと思っています。</p> <p>①のところで、これまでの数字から見て割と危険側の数字を見ているという言い方をしましたけれども、これはあくまでもマニュアル上の話で、近年の災害の状態を見ると、例えば去年の西日本豪雨の時でも、雨の全体の量がものすごく大きな時に、水の中に混じった土砂は沈砂池を設けてもそこに留まらないで通過します。</p> <p>通過して下まで行くと、水害の関係のところで河道が流しうるとい議論があるけれども、そこに水だけが行く場合はOKだけれども、土砂がだいぶ行くときには河道が埋まって川底が上がって結果的には駄目になったということになり、去年の災害の時にはそのようなものがいっぱい出たように、そういうものに対処するマニュアルにはなっていません。だから、そういう場合に、どう言って良いのか分かりませんが、既成のマニュアルに則ったら危険な状況を想定しているという見方ができます。雨の量にしても、浸食されて出ていく流出土砂の見込にしても想定していますが、でも、恐らく沈砂池で留まらずに通過して下流に行って、下流の河道が吐けるという状態ではなくなってしまう気はします。だから、そういう場合の心配を、ここで言って聞きいれてもらえるかは、分からないので困っています。</p> <p>でも私自身は、〇〇〇〇の言われたような、環境の部分が本件に限らず、今後、遊休地を利用したというのは、まだOKだけれども、せっかくある緑を広範囲に伐採して行われるソーラーパネル事業っていうのは、どんどんやっていって良いのだろうかっていうのは常々思うところで、この環境の保全というところを、もうちょっとしっかりと見ていった方が良いのではないかと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>今日の現地調査で植生を見たのですが、アカマツがかなり今も残っていて、これは非常に珍しくレアなケースじゃないだろうか。山陽側でそこまで残っているというのは非常にレアな地域かなと思いました。シダ類も多く生えておりましたし、相当な水もあるのでしょう。空気も非常に良いところではなかろうかと思います。</p> <p>残置森林についての考え方を、〇〇〇〇にもおっしゃっておられました。事業者として残った土地をちゃんとして保守するというものが絶対に必要だろうと。</p>

<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>我々が許可をするのに良心の呵責ではないですが、広島県として上限というものを林地開発については何%までは OK だけれど、これ以上は駄目というようなものがない状態の中で我々が全て OK だせるかといえば、そこもなかなか難しいところもあるのではないかという感じはしています。ですから、ケースバイケースによって違いますが、非常にアカマツが4割生えているということになれば貴重な地域ではないかと感じました。ですから、やる以上は、事業者が残置森林の管理を適切にやっていただければと思います。</p> <p>現時点では、このような残置森林については誓約書がありますが、こういうところを順守することを事業者の方にも申し入れはしています。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>太陽光発電に関してはアセスを実施不要とのことですが、近隣域の自治体ではアセスを要求するところも出始めていると聞いています。広島県が、このままの方針を貫けば、林地開発などをともなうパネル設置事案の穴場 (Leakage) になります。そうしたときに、〇〇〇〇のご指摘されたように「基準ができていない段階での判断」は、極めて難しいと感じます。なので、より一層ここはよく注意して、この状況がどういう結果を及ぼすのか、もう一度よく調べた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>もう一点、気掛かりな部分ですが、先ほど、大竹市の意見は得ているとの説明がありました。一応、近隣住民としては開発反対の意見を示している形で、2点ご紹介されました。開発計画を縮小したことで納得していただいたところと、そうでないところがあるということでした。大竹市の意見書としては、住民の意見あるいは生活によく配慮することということでしたがその点如何でしょうか。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>理解を求めることということでした。</p> <p>理解を得ると言い方は、なかなか曖昧ですが、どの範囲で理解が求められたのかということ住民側の立場に立っていうと、住民側から「理解していない」と言われれば大竹市はどう答えるのか。大竹市の回答に対して我々がどう答えれば良いのかということで、反対意見を出す人がいる限りはなかなか納得しているという状態にはならないという気がします。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>ここがまだグレーな感じですよ。ね。</p> <p>書面でいう対外的なもの、個々の方々が思っていることはやっぱり違うところがあり、一枚岩という意見ではないというところがあります。</p>

<p>○ ○</p>	<p>そうですね。住民側も色々な立場があつて、恐らく賛成ではないけど承諾される方もいるでしょうし、あくまでも感情のもつれという部分もあつて反対される方もいるでしょう。大竹市の方針というのは「よく配慮すること」とはなつていても、現時点で状況が不明瞭で、その状態で審議して良いのかなと思います。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>そういう意味を込めて大竹市にもう一度意見を確認します。申請者から伺うと会いたくないという方もおられるというところもあつて、地域説明会ができないということもあるので、それをもって私たちもずっと止めるのも難しいというのがあります。</p>
<p>○ ○</p>	<p>確かにそうですけれども、そこら辺の意見の食い違いはよくあります。例えば十分理解してもらうために誠意を尽くしたといつても、両者の間にへだたりがあるケースはよくあります。住民側では「理解をしたつもりはない」とおっしゃっているのであれば、大竹市の答えが、この委員会の条件を満たしていることにはならないのではと思います。そこがかなり、今までの事例と違つており、気掛かりです。反対が出ているということで、大竹市は、意見調整はどの程度されているのでしょうか？</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>大竹市がどちら側というところは我々も思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>大竹市が住民の意見を代弁しているのでなければ、我々はそれに対してどう考えたらいいのか一材料がないので何とも言えません。</p>
<p>○ ○</p>	<p>それに関連して、大体だと市が前に出て両者とすり合わせをして今日の会議が出来るというのがベストな形にはなりますが、さっき言われたように、大竹市の気持ちが全然伝わってこない。企業誘致みたいなものなので、当然、一緒になって申請者とすり合わせて地元協議を重ねながら、良い悪いを判断しないとイケない。 森林審議会が YES を出すということになれば、当然、そこは通るのだと思いますが、結局、市町の意見の段階によって駄目ということになればどうなるのか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>今までの取扱いの中で、バブル期にそういう事例があつたことがあります。許可に当たって県が考えることは、あくまでも市の意見は市の意見として聴くのですが、その反対の理由が林地開発許可の4つの基準を満たしていれば許可しなければならないということで、そこに係ることであれば当然慎重に審議して、そこで恐れがあるかないかを検討して判断していくことになりまして、それ以外の部分で、住民感情とか森林法の基準以外の部分のことであれば、そのことをもつて不許可にす</p>

<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>ることはできないだろうということを取扱いとしています。その部分については、あくまでも行政指導として事業者に対応するように求めていくということです。簡単にいうと許可はするけど、地元から要望があるので、それには事業者に法律的な根拠はなく、行政指導により対応するという形になります。</p>
<p>○ ○</p>	<p>許可を下した以上、仕事はやってもいいけども住民が訴訟を起こした時にはストップすることになるということですか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>住民の反対の根拠がどこにあるかということで、森林法の基準を満たしていないということで訴訟を起こすのであれば、そこで争うことになると思います。 全然違うところであれば、森林法が守っていくところではないので行政指導ということになります。</p>
<p>○ ○</p>	<p>悩ましいですね。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>いろいろ Q&A 等がありますが、そこは行政指導として法律上の根拠はないけど指導はして行くべきだろうということです。</p>
<p>○ ○</p>	<p>我々は色々なことを考えながらですが、この部分についてやるのであれば法的には OK を出すということですか。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>私自身もこの仕組みで良いのかなと思う部分ではありますが、やはり、この4項目について、著しく基準を満たしていないということであれば駄目だけれども、基準を満たしているのであれば許可をしなければならないということが条文に書かれているので、あくまでもこの場での判断というのはテクニカルな話ということで、水源の話などのみを見るっていうのはそういう趣旨だと思います。 そこで審議会の専門家が何故いるかといえば、テクニカルで機械的に判断できるものを超えたものを、業者に伝えるべき意見があればそれを先生方に言っていただいてそれを伝えるということがこの場の意味なのかと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>難しいところです。「結果ありき」で議論するのであれば、我々が持ち得ている情報と基準だけ、すなわちテクニカルなものだけクリアしているかどうかということになります。しかしながら、実際は議論にはテクニカル以外の部分も含まれる。すなわち、曖昧な部分も含めて考慮し、その結果、許可したと受け止められます。今までの公害訴訟問題や環境破壊による住民被害などで我々が学んだ経験からでもわかる通り、住民サイドから見たときの開発行為に対する是非と、テクニカルな部分からの判断は乖離していることが多々あります。アセスメントが入っていない以上</p>

<p>○ ○</p>	<p>は住民サイドからは、テクニカル評価基準とその他の曖昧な部分をすべて含めて総合的に判断したと受け止められるでしょう。</p> <p>先ほど〇〇〇〇が言われたアカマツはどのくらいの大きさですか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>割と太くて、目通りで 30 cm くらいのももありますし。恐らく自生しているものだと思います。あそこまでアカマツが自生しているというのは非常に山陽側では珍しいのではないかと思います。ですから残置森林について、ちょっと手を加えてきれいにしていただければ、非常にいい山が出来上がると思います。そういうものをもう少し住民の方に提案されたら、また少し違うのではないかと思います。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>オオサンショウウオの生息が認められているとのことですが、文化財保護法に基づく現状変更に係る協議の状況はどうでしょうか。</p> <p>厳密に言うと生息が認められているのは谷和地区の八丁川で、入口の道路用地に係るところで手続きを始めたのですが、県教育委員会から、隣接の川なので今回埋まってしまいう後飯谷川にも生息しているのではないかという問い合わせがありまして、生息調査から始めるような状況で、今、県教育委員会と文化庁でやり取りを行っていると聞いています。文化庁の意見では調査、手続きが進むということ聞いています。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>それはいつごろ分かるのでしょうか。</p> <p>先月になって文化庁、県教育委員会から後飯谷川も調査するよにとの意見がありまして、オオサンショウウオの生息調査なので、今の時期でも大丈夫なのか、繁殖シーズン等を踏まえた調査になるのかということまではまだ伺っておりません。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>後飯谷川というのはこの地図で言うとどの辺りですか。</p> <p>(別紙資料により説明)</p> <p>私たちでは、林地開発許可の直接の許可の基準ではないので許可は出しますが、その許可条件として、他法令の許可が整うまで着手しないことというような感じで付けることになるかと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>どっちが先かという問題になりますが、森林法に基づく許可と文化財保護法に関する許可というのが、わかりづらいです。文化財保護法上、問題ありと後から分かってしまった場合、或いは、これで許可が下りてしまった時点で後から分かってしまった場合、問題にはならないですか。</p>

<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>文化財保護法の方が後から許可になってしまったという時に、まだ着手はしていないので、保全されるべきものは現地に残っており、現在の計画通りに進めることが不可能ということであれば、変更するなり、開発を止めたりという事務の流れになると思います。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p> <p>○ ○</p>	<p>着手を認めなければ、生息区域が壊れることはないだろうということになります。</p> <p>それはそういう手順になっているのであれば、ここでいくら頑張ってもそれをひっくり返すことはできないということになりますが、恐らくそれが先に出てしまうことによって（開発許可がでて、そのあと文化財保護法下での方針が変わった）、ちぐはぐな方針ということにならないでしょうか。</p> <p>オオサンショウウオの棲息は、たまたま我々が遭遇した場合は検証できます。</p> <p>しかし、棲息していると思われる場所に、いないということを証明するのは極めて困難です。この分野で研究している一人として申し上げると、こうした場合、潜在的な生息環境の推定で評価します。また、オオサンショウウオが生息する環境そのものが非常に重要であって、それを壊すことがひいては全体の環境破壊に繋がるという考え方です。環境の評価というのは刑法等とは違い、保守的な見方をしないと後々禍根を残します。「疑わしきは罰せず」とは逆で、疑わしい場合は＜開発行為などは＞止めておくというのが基本的なスタンスだとおもいます。オオサンショウウオや、先般の資料をみれば、オオミズゴケ、それから湿性植物が、出てくる可能性があるということで、それも無いということを証明することは、なかなか難しいところです。開発対象地から外したとおっしゃる放棄水田の部分が分布地だったのかとは思いますが、だからと言って、現存していないと言い切るのは難しいでしょう。アセスがない分だけ、しっかり念入りに調べておく必要があると思います。また、対象地から希少種や天然記念物を別のところに移動、移植させておけば良いだろうということではなく、そこにあった環境そのものが非常に重要であるということを理解いただきたい。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p> <p>○ ○</p>	<p>オオサンショウウオに関しては、文化庁も普通の河川工事であれば影響も限定的なものになるが、こちらの場合は沈砂池から上は丸々なくなってしまうということも含めて、慎重に判断しているということ伺っています。</p> <p>私も全く同感で、砂防工事とか治山、防災の時にどうしても施設を入れなきゃいけない時に、調べたらこういうのが見つかった時に、工事の時だけ横において戻すというけど、本当にそれで良いのかと思ったり、実はそういうのが生息する環境がものすごく大事で、そういう意味では慎重にということもものすごく必要なこと</p>

<p>○ ○</p>	<p>だろうなというのは感じました。</p> <p>確認したいのですが、この件については大竹市の回答というのはまだない段階ですが、以前審議した案件というのは、市町の返答があった後でやっていたような気がします。どうでしょうか。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>いつもは市の意見をいただいて、それに対してもう一度事業者を確認なり修正・調整等していただいた結果を受けた後で諮問させていただいているのが通常です。</p>
<p>○ ○</p>	<p>これは冒頭に説明していただいたフローもそうだったのでそうだと思いますが、もう一度不安に思ったので確認しますが、廿日市の飛び地で下が大竹という土地がありました。あれはどうでしたか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>あの時は大竹市の意見は特に意見無しだったように思います。今回は大竹市の意見が無い訳ではなくて、その最終的な決着がまだついてないという段階です。</p> <p>廿日市の案件の時には特に意見なしだったと記憶しています。</p>
<p>○ ○</p>	<p>同じく結果的には伐採がなされてしまったので、そのあと雨が降って崩れてしまいましたが、その時は廿日市の飛び地の中で開発行為があって、影響を受けたのは下の大竹市という結果でしたが、間接的に考えれば、そのような具体的なものがあったから、今回大竹市のほうが具体的に意見をいっぱい述べてきたというところは考えられるかなというのはあります。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>大竹市が来られていないというのはどういう理由ですか。</p> <p>非公開で前回のように庄原市さんが来られていたのは諮問したのが庄原市長ということで、大竹市の場合は権限移譲しておりませんので、県知事権限で私どもの方が許可をするようになりますので、知事が諮問をしていくということになります。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に何か意見ないですか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>オオサンショウウオはテクニカルな問題ですから。</p>
<p>○ ○</p>	<p>所掌としてはこちらにも入ってくる可能性があると思います。</p>
<p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>環境の保全をどう解釈するかで、入る可能性はあります。</p>

<p>○ ○</p>	<p>オオサンショウウオは文化財そのものなので、担当官庁は文化庁、自治体の教育委員会などでしょうか。オオサンショウウオの生息環境となれば環境省かもしれません。それぞれ、所掌範囲での意見が出てくるでしょうが、総括的に議論できるのは、本委員会のような場でしかありません。同様にオオミズゴケを含むような湿性植物群落は、本来、短期間に代替が効くようなものではありません。それが生えている環境そのものが重要であり、それが社会全体の資産という考え方をとれば、審査項目のいずれかに引っかかると思います。</p> <p>広島県では、自生の湿性植物群落は多くはありません。例えば、芸北の八幡高原と県北（県民の森）あたりかと思います。対象地はこれに準ずるあるいは地理的につながりのある地域でしょうから、環境そのものが希少価値の高いところではないかと思います。文化財ということになりますと、ものそのものということになりますので、生息する環境という考え方をすると引っかかって来ると思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>特別天然記念物オオサンショウウオの生息地というものは、事前に調べている訳ではないのですか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>調査で見つかった場合とは別に、彼らの行動範囲や巣穴などの生息範囲を推定しているのだと思います。したがって、詳細調査をすれば、発見される可能性は出てきます。恐らくオオサンショウウオの場合に関しては不明な点も多く、水路の形態と彼らの移動の可能性が大きく影響するでしょう。</p>
<p>○ ○</p>	<p>結論として、いましたという時にはどうなるのですか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>それは、この場合ですと保全ということになりますのでそこは除外しないといけないでしょう。詳しくは分かりませんが、当然そういうことにはなるかと思います。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (川本事業調整員)</p>	<p>開発については大きな問題ですよね。</p> <p>環境省に逆らってまで事業は 100%できないので、そうなると当然私たちも着手できないということになります。</p> <p>生息範囲よりも上でしかできないというのが感触ですけども、ソーラーパネルに関して言えば、経済産業省から大体何kW発電しますという形で認定がありますので、それでどこまで控えることができるのかというのが事業者側の判断がでてくると思います。半分にするというのが経済産業省で出来るかどうか、私たちの方でいけば他法令が納得できるような計画でないとい認めませんということで、民間事業なので積極的にこうしろというのは言えないところがあります。できれば、後の回復に時間がかかるので、下手に手をつけてから中止するよりも良いかと思います。</p>

○ ○	<p>たとえば、ミズゴケが生育できる環境は、絶えず水が貯まっているところで分解が非常に遅いところです。成長も遅い。</p>
○ ○	<p>それは要するに水中におりながら空気中の二酸化炭素で生きているということですか。</p>
○ ○	<p>ミズゴケはコケですので、水に浮いているわけではなく湿原植物群落の構成種です。</p>
○ ○	<p>だから、根は水中の土の中にあって、上は空気中にでているのですか。</p>
○ ○	<p>ラン栽培などでミズゴケを使います。いろんな種類があるのですが、ミズゴケは湿原を形成する植物で、それが近年乱獲の対象になっていてほとんどなくなってしまった。</p>
○ ○	<p>これは法で守られているのですか。</p>
○ ○	<p>湿原などの特定植物群落として指定されていれば守られてはいるでしょう。</p>
○ ○	<p>そのエリアっていうのは。</p>
○ ○	<p>以前出版された小瀬川流域の報告書（弥栄峡の自然）の中にも一応、書かれています。今となつては、かつての調査場所がどこか正確には、マッチングができない状況です。</p>
○ ○	<p>放棄水田だとは思いますが、それが今回除外され場所である可能性もあります。ただ、先ほど申しました通り、不在であることを証明することはなかなか難しいです。</p>
○ ○	<p>我々はテクニカルな部分については何ら問題ないと思います。ただ、別の法令がある場合、特別天然記念物とか重なる部分がある。それは他の法律の中で規制が係ってくる。</p>
○ ○	<p>ただ、この中のいくつかの項目の中の1つ、環境の保全という部分では入ると思います。</p>
事務局 (清水 GL)	<p>そのこの解釈については色々難しいところがありますが、勝手に私ども行政が法律を解釈するなという意見も当然あります。私どもの認識している解釈というのは</p>

<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>開発行為に伴う周辺環境への影響です。事業区域の外へどんな影響があるかと。その影響を抑えるような措置を取りなさいというのが今回のことになります。ある開発区域を開発していいか悪いかというのはまた違うところがあり、その当たりが環境の保全の解釈の仕方で難しい部分があります。</p>
<p>○ ○</p>	<p>確かに、周辺地域のって書いてあります。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>そのものはどうなのかというところですね。</p>
<p>○ ○</p>	<p>こじつけといわれるかもしれませんが、周辺地域というものは、動物の場合は動きますし、元がいなくなれば分布域への波及効果というのはあります。植物の場合も散布能力から考えれば、分布の中心が無くなれば当然、周辺の環境へのインパクトは極めて大きいと思います。分布の源を断ってしまうことになりま</p>
<p>○ ○</p>	<p>本件に限らない話ですけど、今のお話のやり取りの中で、林地開発許可申請の許可基準の書き方だけではまずいのではないのでしょうか。今日の案件ではないですけど、今の周辺地域のというのは確かに書いてあるのに気が付きましたが、その開発区域の中の貴重なものというのは当然環境の項目の中に含まれないといけないと思います。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>そこは解釈の世界ですが、我々行政の世界で認識している解釈としては周辺地域のことです。</p>
<p>(川本事業調整員)</p>	<p>根本的な話になるのですが、土地そのものは個人の財産なので、その使い方について過度な規制をかけるというのは憲法に抵触するという考え方があります。だから森林法でいけば、許可の基準を満たしたら許可しなければならないとなっています。自分の土地をどう使おうが自由という考え方です。</p>
<p>(清水 GL)</p>	<p>それと時代によってどうしても求められる解釈が変わってくると思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>なかなか難しい。</p>
<p>○ ○</p>	<p>もう一つ気になっていることは、こういうパターンがひな形になって同じような案件で難しいものがどんどん上がってくる可能性があります。やはり、こういう時に我々がどのようなスタンスで臨むのかというのをきちっと示しておかないと、</p>

<p>○ ○</p>	<p>広島県がリーケッジの対象となってしまうことも否定できません。ここで広島県の姿勢を示しておかないと、後の祭りとなってしまう可能性も高いので慎重な対応が必要かなという気がします。アセスを行うことも検討できればいいと思います。</p> <p>繰り返しになりますが、住民の反対運動があるのと、文化財保護法の対象生物がいるという可能性があるのが気掛かりです。</p> <p>さらに、それが文化財保護法との絡みで本審議会の内容が影響しかねないことも気掛かりです。だから、もう少し時間をかけて審議する方が良いと思うし、焦って結論を出してしまうことで、後でもめるよりはもう少し時間をかけたほうが良いと思います。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>コアなものが多すぎる。テクニカルな問題としては、私は良いですよと言いますが、大竹市のお考えも含めてはっきりしないものがありすぎる。</p> <p>(環境の保全について森林法の条文等の資料で説明。)</p>
<p>○ ○</p>	<p>まさしく我々が心配しているところじゃないかなと思います。許可してあげたいけれど難題があるということで、我々がこれで OK 出して、そういう問題が絡んでいても駄目だと、オオサンショウウオの生息地じゃないかと言われたときにはどうでしょう。</p>
<p>○ ○</p>	<p>まあ、それはありますよね。</p>
<p>○ ○</p>	<p>住民の部分については、駄目だと言いながら、開発地域に同意したと言って、住民の要望に応えた経緯はあり、そこは認めてあげないといけない。住民サイドと話をしようとしても住民サイドが頑なに受け入れないことは、情状酌量があっても良いのではないかと思います。ただ、大竹市が弱腰で、やっぱり住民サイドに立たなければいけないと思う。それははっきりと力強く言わないといけない。大竹市は、行司役ではなく、市民を守るのということが全然見えてこない。</p>
<p>○ ○</p>	<p>今の時点で引っかかる要素があるのは、この4つのうち環境の保全のところだけで、一応それ以外はクリアかなと思います。環境でここまで大規模に開発して残置森林を40%残したところで、それ以外のところに森林があった時の環境と比べて大きく影響を及ぼす恐れがあるということと、それがはっきりしない限りは簡単には OK とは言えませんということは有りなのかどうか。今の時点では OK とは言えないし、これが先導しているみたいになってしまいますよね。大竹市が住民の話とかオオサンショウウオのこともそうですが、まだ決着していない段階で環境の保全</p>

<p>○ ○</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>の項目も含めて OK になってしまうことが、まるでそういうのを軽視しているかのように思われるので、まずいのではないのでしょうか。</p> <p>(環境の保全の項目について、通知を基に説明)</p>
<p>林業振興部長</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>残置森林がメインということですね。</p> <p>そのあたりは、やはり周辺への影響を見ているということです。</p>
<p>○ ○</p>	<p>その部分については全然問題ないですが、我々が OK を出して知事が許可を出すということになれば、不確定要素が多すぎるから逆に不利益を彼らが被る場合に、ストップが係ってくる要素が3つくらいあるとしたら、申請者に対して無責任な OK を出すということを我々としては如何なものかと思えます。やっぱり、住民サイドも自然環境サイドにしても自信をもって気持ちよく OK を出してできると状況にあるかないかと言えば、今は無いのではないかと思います。事業が止まったら申請者が一番困り、賠償責任がついて回り、事業もせずに金を使わなくちゃいけない。</p> <p>この申請書について何ら異議は無いが、環境は影響がどこまで出てくるかということはどうしたら良いのかまだ分からない。住民サイドとのことについては、民が裁判で結論を出せば良い。条件付きで OK なんてありえないし、知事の申し入れで審査をおこなっている訳ですから、そんな答えを知事に返したら知事が困る。部長、条件付きで許可を出したらどう思いますか。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>今回、進め方が若干イレギュラーでした。審議会の委員の入れ替わりがあるのでこの案件をたらい回しにできないので、市長の意見の話とか若干イレギュラーなやり方でやったので、そこで準備期間とか全てが固まっていない状態で審議に臨んでしまったという点はあるのかもしれないなと個人的には思っているのですが、もうちょっと煮詰めてから再度審議するというのはあるのかなと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>タイムスケジュールが要因になっているという部分もわかります。ただ本来、それは理由にはならないと思いますが、その部分というのは慎重に審議した方が良いのではという気がします。</p>

<p>林業振興部長</p>	<p>本来、この場というのは市長からの意見が出てきて、そのやりとりが終わった後でこの場でご議論いただくという場なのですけれども、今日はその資料もお渡しできなかつた訳ですから、そういう点でも、もう一回やるという必要性もあるのかなと感じました。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>我々の任期は何時までですか。</p> <p>9月30日までです。</p>
<p>○ ○</p>	<p>〇〇〇〇は如何でしょうか。</p>
<p>○ ○</p>	<p>できれば、大竹市がしっかりまとまった形で、市としてもうちょっと前向きなことも踏まえて、慎重にしたいという意味合いです。</p> <p>周りが固まっていない部分がいっぱいあるときに、この委員会で簡単に OK と言っていいかというが心配です。私の経験から言うと危惧される事項を並べて答申してもそれは反映されなくて、大体は一文で終わってしまう。そういう点からすると今の時点ではまだ不安が残っているので、もう少し置いた方が良い。もう少しというのは、オオサンショウウオであったり、大竹市が住民から出てきた意見を、市としてどっち向きに進めていこうと思っているのか、そういうのももちろん、関係ないかもしれないけど、そういうのも聞いておきたいと思います。〇〇〇〇さんが言っていた通り、私は災害の防止の点で見ているとマニュアル上は問題がないし、既往状況からすればこれだけでは不安な要素がありますというくらいで、そのマニュアルにない話は多分通じないのでクリアですが、引っかかる可能性があるとしたら環境の保全の部分だけかなと思います。</p>
<p>○ ○</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>一応そういうような結論で如何でしょうか。</p> <p>では、答申は出さずに、この案件については継続審議というような形でしょうか。</p>
<p>林業振興部長</p> <p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>因みに今回イレギュラーなやり方で委員が変更になると言いましたが、申請者の方から早くしてくれというような話があったということですか。</p> <p>ずっと前からやっていただきたいというのはありました。</p>

<p>林業振興部長</p>	<p>我々の都合で延ばし延ばしやっていると困るのであえてやったということですが、それをもってしても熟度が足りなかったという結果を示すことは大事だと思います。</p>
<p>○ ○</p>	<p>継続審議は可能なのですか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>諮問して答申が出ていないので、次を何時に設定するかというのは当然あると思います。市の意見を固めるということと、オオサンショウウオについてどうなるのかという結論が出たときに、次を何時開くのかという問題があります。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>開けるかどうかというのは委員の任命の問題ですか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>それもありますし、委員の任命をして本会議で会長を選んでいただいて、部会長を決めていただく必要があります。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>それは 12 月頃ですか。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>次の地域森林林計画のとき、12 月くらいになろうかと思います。その時に部会の構成を決めていただければ、その後になります。</p>
<p>林業振興部長</p>	<p>3 か月以上空くということですね。</p>
<p>部会長</p>	<p>先ほどから申し上げていますが、この委員会が先に結論を出してしまうと、それが他の結論を誘導してしまうことはないでしょうか。あくまでもニュートラルに構え、時間をかけて情報収集をおこない、たとえば、地元の住民に対して大竹市がどういう対応をしているのかということ、オオサンショウウオだけというよりは、その環境を担当部局がどのような調査をしようとしているのかということが、少なくとも、我々に分かるように情報提供していただかないと、OK ですというのは言えないと思います。役所の間では情報交換もできると思いますので、そこら辺をはっきりしていただいた上で、結論を出していくという形にしては如何でしょうか。</p> <p>そういうことで本日の審議はこれで終了したいと思います。議事録については事務局で取りまとめをお願いします。ありがとうございました。以上をもちまして森林審議会第 134 回森林保全部会を終了します。</p>
<p>事務局 (清水 GL)</p>	<p>委員の皆様には、大変ご多忙のところ御出席いただき、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。</p>